

2022年12月13日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 代表取締役専務執行役員 戴下貴弘  
(コード番号 1890 東証プライム)

**合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office (旧合同会社 Vpg) 及び株式会社 KITE の  
2022年12月13日付けプレスリリース等について**

当社は、2022年5月19日付けプレス・リリースでお知らせいたしましたとおり、同月18日、合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office (商号変更前の合同会社 Vpg。以下「YFO」といいます。) 及び株式会社 KITE (以下「KITE」といい、YFO と併せて以下「YFO ら」と総称します。) から、当社取締役会による賛同及び応募推奨を前提条件として、当社普通株式 1 株当たりの価格 1,000 円等を内容とする当社普通株式の公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を行うことについての申込み (以下「本申込み」といいます。) を受け、YFO らとの間で本申込みに関する協議を継続してまいりました。

YFO らは、2022年5月18日付け「東洋建設株式会社 (証券コード:1890) の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において本公開買付けの開始予定について公表した後、同年6月30日、9月30日及び11月11日の3回に亘り開始時期の変更を公表しておりましたが、さらに、同年12月13日付け「東洋建設株式会社 (証券コード:1890) の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」に関する東洋建設との協議にかかる重要な経緯及び当社買収提案の期間延長のお知らせ (以下「YFO ら 12月13日付けプレスリリース」といいます。) において、本公開買付けの開始時期の再度の変更を公表しております。

当社は、当社と YFO らとの相互理解が十分に深まることが、当社が本公開買付けに対して賛同表明・応募推奨を行うか否かに関する判断を行うための重要な前提であるとの考えの下、当社と YFO らがかかる相互理解のために必要且つ十分な情報を相互に提供できるよう、2022年8月26日付けで秘密保持契約書 (以下「本秘密保持契約」といいます。) を締結の上、当社代表取締役社長武澤恭司及び YFO 代表社員兼 KITE 代表取締役山内万丈氏との複数回の面談を含む継続的な協議を実施し、本申込みに関する検討を行ってまいりました。当社代表取締役社長と YFO ら代表との間の面談は相互の信頼関係に基づき行われたものであり、且つ、当社代表取締役社長は、本秘密保持契約の下、YFO ら代表と真摯に対話を行うとともに、情報の提供を行ってまいりました。しかしながら、YFO ら 12月13日付けプレスリリースには、本秘密保持契約に基づき公表が禁止される事実が複数含まれております。YFO らによる当該公表は、本秘密保持契約に違反するものであり、当社がこれまでその醸成に尽力してきた当社と YFO らとの間の信頼関係を損なう行為です。当社は、YFO らのこのような対応に対して厳重に抗議するとともに、YFO らに対して法的措置を講

じることを含む今後の対応を検討してまいります。

また、前述の通り、当社は、当社と YFO らとの相互理解が十分に深まることが、当社が本公開買付けに対して賛同表明・応募推奨を行うか否かに関する判断を行うための重要な前提であると考えておりますが、当社事務局と YFO 事務局との間で当社からの事業計画の開示とそれに基づく企業価値向上施策を含めた継続的な協議を実施していたにもかかわらず、YFO さんから突如、当社代表取締役社長と YFO 代表によるトップ面談を要請された経緯があり、当社がこれに応じたため、事務局間の協議は中断されました。そのことにより、当社からの情報提供及び YFO による当社企業価値向上に関する十分な情報が提供されたとはいえない状況にあり、本日時点において、当社が本公開買付けに対して賛同表明・応募推奨を行うか否かに関する判断を行うための重要な前提は満たされていないと考えております。

当社は、2022 年 11 月 25 日、YFO らに対して、所定の機関決定等を経ていないことを明示の上、「貴社らからの弊社全株式取得のご提案に賛同することはできません」との記載を含む書簡を交付しております。これは、YFO 代表から、現時点での当社の考えを伺いたいという強い要請を受けた一方で、YFO 代表から示された回答期限に制約があったことから、所定の機関決定等を経た上で回答することはできないことを当社が事前に伝えたところ、YFO 代表から、所定の機関決定等を経たものでなくてもよいので考えを伺いたいという強い意向が示されたため、足許の協議状況を踏まえた当社事務局の「案」として提示したものです。これに対して、YFO らは、同年 12 月 9 日付けで、当社取締役全員に対して、本申込みの検討を真摯に依頼する旨の書簡を送付するとともに、当該書簡の写しを当社監査役の全員に送付しました。

前述のとおり、当社は、本日時点において、当社が本公開買付けに対して賛同表明・応募推奨を行うか否かに関する判断を行うための重要な前提は満たされておらず、且つ、YFO 12 月 13 日付けプレスリリースによる公表は信頼関係を損なう行為であると考えているものの、当社としては、当社が判断を行うための前提を満たすべく YFO らとの信頼関係の構築により一層努め、本申入れに関する対応を真摯に検討してまいります。

以 上